

# 令和8年度 浜松市都市計画基本図作成業務 仕様書

## (適用範囲)

第1条 本仕様書は、浜松市(以下「委託者」という。)が実施する令和8年度浜松市都市計画基本図作成業務(以下「本業務」という。)に適用する。

## (業務の目的)

第2条 本業務は、都市計画に関する基礎調査や都市計画手続き、その他各種調査等の資料として活用するため、都市計画基本図として地形図を作成するものである。

## (中立性の保持)

第3条 受託者は常にコンサルタントとして中立性を保持するように努めなければならない。

## (業務の対象)

第4条 本業務は、都市計画区域内及び都市計画道路第二東名自動車道が位置する区域を含む図郭内を対象とする。

- |          |               |        |                 |
|----------|---------------|--------|-----------------|
| (1) R8年度 | 1/2,500地形図作成  | 513.93 | km <sup>2</sup> |
| (2) R9年度 | 1/10,000地形図作成 | 513.93 | km <sup>2</sup> |

## (計画準備)

第5条 業務の目的を把握した上で、仕様書に示す業務内容を確認し、以下に示す事項を記載した業務計画書を作成し、契約締結後に遅滞なく委託者へ提出する。また、本業務の遂行に必要な図書等の資料収集、整理を行う。

- (1)業務概要
- (2)実施方針
- (3)業務工程
- (4)業務組織計画
- (5)打合せ計画
- (6)成果物の品質を確保するための計画
- (7)成果物の内容・部数
- (8)使用する主な図書及び基準
- (9)連絡体制

## (工程管理)

第6条 受託者は、工種毎に施行管理及び精度管理を行い、精度管理表を作成し、委託者に提出しなければならない。また、業務の進捗状況等について、月毎に出来高報告を行うものとする。ただし、作業進捗率が計画より10%以上遅延している場合は委託者に報告し、以後の業務について対応を協議するものとする。

また、受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更業務工程表を委託者に提出し、協議しなければならない。

## (業務内容)

第7条 本業務の実施にあたり、各工程で使用する機器及び測量方法は浜松市公共測量作業規程に準拠した精度を保持できるものを用いるものとする。また、各工程における精度確認を行い、精度管理表を作成するものとする。所定の精度を確保していない場合は、再度の検証もしくは再作業により精度を確保するものとする。

1. 縮尺1/2,500 地形図作成
  - (1) 作業計画

受託者は着手前に作業方法、使用する主要な機器、要員、日程に基づいて適切な作業計画を立案し、委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様に行うものとする。

## (2) 予察・現地調査

- ①浜松市資産税課が所有している航空写真を使用するものとする。
- ②現地調査は予察結果を用いて修正データを作成するために必要な各種表現事項、航空写真画像で判読不能又は判読困難な地形、地物及び目標物名称、地名等を現地において調査確認を行うものとし、必要に応じて補備測量を行うものとする。
- ③基準点は国家基準点及び浜松市基準点のほか、街区三角点(都市再生街区基本調査事業)については全点、その他については必要に応じて現地確認を行うものとする。
- ④現地調査の基準日は、原則として撮影の時点とする。

## (3) 修正数値図化・修正数値編集

- ①修正数値図化はデジタルマッピング手法により、経年変化修正データを取得し旧数値地形図データの加除訂正等を行い作成するものとする。
- ②標高点の密度は既成図に合わせ、概ね均一に計測すること。
- ③修正部分と修正されない部分との整合を十分とること。隣接する図郭間の地形データについても、それぞれ接合を確認し連続データの中断や座標のずれのないようにする。
- ④各種の注記は、すべて編集を行う。また地図表現事項等と合わせて点検をおこない、編集済みデータより出力図を作成し、委託者の確認、承諾を得るものとする。
- ⑤その他地形図の表現に関しては、公共測量標準図式に基づくものとする。

## (4) DMデータファイル等作成

- ①修正数値編集済みデータから数値地形図データファイルとしてDMデータファイルを作成するとともにDXF, GXML, SHAPE, PDFの各種データを作成し、委託者が指定する電子記録媒体に記録し、ファイル管理及び利用において必要な事項について説明した「DMデータファイル説明書」を作成するものとする。
- ②作成された数値地形図データファイルは、点検プログラム又は、グラフィックディスプレイへの表示等により、論理的矛盾等の点検を行う。
- ③受託者は、本業務で作成された全てのデータについて製品仕様書に基づき電子記録媒体に記録するものとする。また、本業務におけるメタデータについては「日本メタデータプロファイル(JMP2.0国土地理院)」に準拠して、以下の情報を電子記録媒体に記録する。
  - ・メタデータ要素体集合情報、識別情報、制約情報、データ品質情報、保守情報、参照系情報、配布情報、範囲情報、引用及び責任者情報

## (5) 成果検定

修正数値図化・修正数値編集を行った面積の2%以上について、国土地理院の測量成果検定機関名簿に登録された第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書及び成果物検定記録を提出するものとする。なお、検定は1/2,500図郭を単位とする。

## (6) 火災延焼シミュレーション作成

本業務に関連する既存データを活用し、火災延焼シミュレーションを作成する。

### ①条件整理

火災延焼シミュレーションを実施するため、以下の条件整理を行う。

- 1) 対象範囲の確定(住宅地 約0.5km<sup>2</sup>)
- 2) 想定火災条件の設定(地震火災・市街地火災)
- 3) 延焼解析条件の設定(風向・風速・出火点・建物構造区分等)
- 4) 解析ケースの設定(3ケース)

### ②データ整備・加工

火災延焼解析に必要なデータの整備及び加工を行い、解析環境へ取り込みを実施する。また、解析に支障が生じないようデータの整合性確認を行う。

### ③延焼シミュレーション実行

既存データ及び整理した延焼条件に基づき、対象区域の火災延焼解析を実施する。延焼モデルの設定を行ったうえで、想定した複数ケース（3ケース）のシミュレーションを実行し、解析結果を出力する。出力した結果については整理を行い、SHP形式のデータとして取りまとめる。

#### ④結果整理・可視化

解析結果を整理し、防災検討資料として活用可能な形式へ取りまとめるものとする。延焼範囲及び延焼到達時間について図化を行い、必要なGISデータ（SHP形式）の整備を行う。

### 2. 縮尺1/10,000地形図作成

- ①修正済み数値地形図データ2,500レベルを用いて、所定の縮尺（地図情報レベル10,000）に応じた数値地形図データを作成するものとする。また、注記や副記号については必要に応じ編集するものとする。
- ②受託者は既存1/10,000地形図データの内容確認、作業方法、使用する主要な機器、要員、日程について作業計画を立案し、委託者に提出し、承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様に行うものとする。
- ③予察は、修正素図の点検及び修正個所の抽出等を行うと共に、作業方法を決定するものとする。
- ④数値編集は前項により作成されたレベル2,500地形図データを利用し、前条にて抽出された箇所について、編集装置を用いて地形、地物、注記、記号等を1/10,000地形図の図式に従い編集・編纂を行うものとする。また、修正部分と修正されない部分との整合を十分とるものとし、隣接する図郭間（近隣の既存データも含む。）の地形データについても、それぞれ接合を確認し連続データの中断や座標のずれのないようにする。
- ⑤各種の注記は、すべて編集を行う。また地図表現事項等と合わせて点検を行い、編集済みデータより出力図を作成し、委託者の確認、承諾を得るものとする。
- ⑥修正数値編集済みデータから数値地形図データファイルとしてDMデータファイルを作成するとともにDXF, GXML, SHAPE, PDFの各種データを作成し、委託者が指定する電子記録媒体に記録するものとし、ファイル管理及び利用において必要な事項について説明した「DMデータファイル説明書」を作成するものとする。受託者は、本業務で作成された全てのデータについて製品仕様書に基づき電子記録媒体に記録するものとし、本業務におけるメタデータについては「日本メタデータプロファイル(JMP2.0国土地理院)」に準拠して、以下の情報を電子記録媒体に記録する。
  - ・メタデータ要素体集合情報、識別情報、制約情報、データ品質情報、保守情報、参照系情報、配布情報、範囲情報、引用及び責任者情報

### 3. 打合せ協議

業務着手時、中間（4回）、成果品納品時の6回とし、その他必要に応じて打合せを行う。打合せ内容を記録した打合せ記録簿を作成し、委託者に提出すること。

#### （諸手続）

第8条 委託者が行う手続及びその他準拠法令等に基づく手続において、委託者は受託者へ協力を依頼できるものとし、これらの手続は必要に応じて受託者が代行して行うものとする。その他本業務実施のため必要な関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、受託者は遅滞なく委託者に報告し、協議の上、受託者において迅速に処理するものとする。

#### （守秘義務）

第9条 受託者は、本業務で知り得た情報を委託者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。また、本業務を行う上で取得又は保持した個人情報の漏洩、滅失及び棄損等を防止するため、次の各号の定める保護措置をとらなければならない。

- ①個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いにあたっては浜松市情報公開条例及び浜松市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱わなければならない。

- ②個人情報を取扱う者を必要最低限の者に限定するなど対策を行うと共に、情報を取扱う従事者に対し、情報の適正な取扱いについて監督・指導しなければならない。
- ③本業務を行う上で知り得た個人情報は、委託者の承諾なく複製、複写してはならない。
- ④本業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について委託者に報告し、万全の注意を払わなければならない。
- ⑤本業務を行う上で保有した個人情報は、委託者の指示により保管するものを除き、本業務完了後全ての個人情報を抹消、焼却、切断等再生不可能な状態にして処分するものとし、その処分内容を委託者に報告しなければならない。

(業務責任者)

第10条 作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する業務責任者は、作業内容に精通する者であり、かつ高度な技術と十分な技術経験を有する者でなければならない。また、測量法第49条に基づき登録された測量士でなければならない。

(土地の立入り等)

第11条 受託者は、本業務の実施にあたり委託者の交付する身分証明書を常時携帯し、他人の土地に立入る必要がある場合は委託者と事前協議の上、土地所有者等と綿密な連絡を取り、予め土地所有者等の了解を得て紛争を起ささないように十分な注意をしなければならない。

(証明書の交付)

第12条 業務の実施に当たって必要な証明書及び申請書の交付は受託者の申請による。

(補償)

第13条 他人の土地に立ち入った際、土地の踏み荒らし等で土地所有者等へ与えた被害、または本業務の実施にあたり生じた事故補償等はすべて受託者の責任において解決しなければならない。

(検査)

第14条 工程毎に受託者の責任において実施するものとし、本仕様書等に適合しない場合、または委託者が必要と認める校正があった場合は、受託者の責任において速やかに修正を行わなければならない。なお、受託者の年度払い(出来高払い)請求時や、委託者が必要と認めた場合は、中間検査を行うものとする。

(照査)

第15条 受託者は、本業務における照査技術者を定め委託者に通知する。照査技術者は、測量士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とし、照査計画を作成し、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、委託者に提出するものとする。

(成果物の作成・提出)

第16条 本業務における成果物は、次のとおりとする。また、業務の成果物として、令和8年度に1/2,500地形図及びその他成果物、令和9年度に1/10,000地形図及びその他成果物を委託者に提出することを基本とするが、予算上の都合その他の必要があるときは、委託者と受託者の協議により、変更することが出来る。

(1) 1/2,500地形図作成(地図情報レベル2,500)

- |                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| ①各種データファイル(DM, DXF, SHAPE, GXML, PDF, メタデータ) | 1式 |
| ②データファイル説明書                                  | 1式 |
| ③1/2,500図郭割図(縮尺1/25,000)                     | 1式 |
| ④予察資料                                        | 1式 |
| ⑤現地調査資料                                      | 1式 |
| ⑥精度管理表                                       | 1式 |

⑦火災延焼シミュレーション結果データ (SHP形式)	1式
(2) 1/10,000地形図作成(地図情報レベル10,000)	
①各種データファイル (DM, DXF, SHAPE, GXML, PDF, メタデータ)	1式
②データファイル説明書	1式
③1/10,000図郭割図(縮尺1/10,000)	1式
④予察資料	1式
⑤精度管理表	1式
(3) その他成果物	
①説明書及び製品仕様書、品質評価表	1式
②検定証明書及び検定記録書	1式
③その他必要とする資料	1式

(債務負担事業)

第17条 本業務は令和8年度～令和9年度の2ヶ年に係る債務負担事業として執行する。

2. 契約金額に係る各会計年度の支払限度額は以下のとおりとする。

- ①令和8年度 契約金額の 75%
- ②令和9年度 契約金額の 25%

3. 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第2項の支払限度額を変更することができる。

(保管)

第18条 受託者は、成果物を委託者に納品後、委託者と協議の上必要と認められる期間において、成果物に係る各データ及び資料を、責任を持って保管するものとする。

(資料の貸与及び返還)

第19条 委託者は本業務に必要な図面、既存資料等を受託者に貸与するものとし、受託者はその管理に十分配慮するものとする。また、本業務完了後は速やかに借用資料を返還するものとする。貸与資料は以下のとおり。

- ①令和2年度 浜松市都市計画基本図作成業務  
1/2,500地形図、1/10,000地形図(DMデータ)
- ②浜松市資産税課所有の空中写真
- ③地形図修正に必要な既存資料
- ④火災延焼シミュレーション作成に関連する既存データ
- ⑤その他委託者が必要と認めた資料

2 受託者は、その他必要な関係資料等を必要とする場合は、委託者と協議し貸与を受けることができる。